

## 学校施設開放事業について

11/1(月)から通常どおりの活動を可能とします。

なお、活動制限措置期間に限り実施していた「カタクリ体育センターや男衾コミュニティセンター等社会教育施設の使用料免除措置」は終了します。

屋外	小学校	10月1日から利用可能
	中学校	10月1日から利用可能
夜間照明施設	寄居小学校	10月1日から利用可能(午後9時まで)
屋内	小学校	11月1日以降、通常どおり利用可能(午後10時まで)
	中学校	11月1日以降、通常どおり利用可能(午後10時まで)